

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校と
株式会社北海道新聞社函館支社との包括連携協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「甲」という。）と株式会社北海道新聞社函館支社（以下「乙」という。）は次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲における「高等教育機関としての教育研究機能」と、乙における「総合メディア企業としての媒体機能」について、包括的な連携のもと相互に協力し、協働した取組を行うことにより道民の暮らしにより身近なものとし、地域活性化に繋げることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）エンジニアリング教育と研究成果及びその他活動の情報発信
- （2）モノづくりや科学に関する啓発事業
- （3）その他甲及び乙の協議により必要と認められる事項

（役割）

第3条 甲と乙の役割は、以下に掲げるものとする。

- （1）甲は、甲所有のリソースの提供を担う。
- （2）乙は、甲が提供するリソースを活用した情報発信、広報及び地域住民への啓発全般を担う。

（本協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の申し入れがない時は、この協定は更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定解除）

第5条 甲又は乙が有効期間の途中において解約を申し出た場合には、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、相手方に対して1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができるものとする。

2 前項に規定の協定の有効期間中であっても、甲乙協議のうえ本協定の内容を変更することができるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲と乙は、この協定により知り得た情報については、この協定の有効期間中及び終了後3年間、第三者に対し開示又は漏洩し又は第1条の目的以外の目的をもって利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲と乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲と乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が誠意を持って協議の上これを定めるものとする。

以上、本協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和7年12月26日

（甲）北海道函館市戸倉町14番1号
独立行政法人国立高等専門学校機構
函館工業高等専門学校
校長 清水 一道

清水 一道

（乙）北海道函館市五稜郭町31-3
株式会社北海道新聞社函館支社
支社長 澤田 信孝

澤田 信孝